



事業、制度など

## 「なぜ実施されないの???横浜地方裁判所相模原支部に合議制裁判と労働審判」シンポジウムを開催

概要	<p>7月4日（木）にハーモニーホール座間で、座間市、相模原市を管轄する横浜地方裁判所相模原支部に、3人の裁判官で事件を審理する「合議制裁判」や労働者と雇用主のトラブルを解決する「労働審判」が導入されていないことによる不都合事例などを題材に、パネルディスカッションを行いました。</p>
内容	<p>重大な刑事事件などのほか、横浜地方裁判所相模原支部で審理を開始した後に、争点が複雑であることから、途中で合議制での審理が必要と判断された場合、横浜にある横浜地方裁判所（本庁）に回付されます。遠方での審理になることに加え訴訟期間が遅延するため、裁判に要する時間、費用が増加し、管内の住民に不都合が生じています。司法に対して日常的に関わることが少なくても、いざという時に身近で良質な裁判を受けるために、地域で声を上げることの重要性について話し合いました。挨拶で市長は「時代の流れの中で、裁判も市民のニーズなどをしっかりとキャッチして、形を変えていかななくてはならないと感じています。今回のシンポジウムを通じて、制度の必要性をご理解いただき、さらに活動が加速していくことを願っています」と話しました。</p> 
問い合わせ先	<p>総合政策部 市民広聴課 市民広聴係 TEL 046 (252) 8218 FAX 046 (252) 0220</p>